**消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書**

　消防用設備等点検報告制度とは、防火対象物に設置されている消防用設備等が、火災時に確実にその機能を発揮することができるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施と、その結果の報告を義務付けているものです。

防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等について、6か月ごとに点検を行い、特定防火対象物は１年に１回、非特定防火対象物は３年に１回、報告する必要があります。

届出・申請方法

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口及び郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課または  最寄りの消防署・各分署で受付可 | 可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
* 点検結果総括表及び点検者一覧表（※）または対象設備等の点検票

※　点検者が、消防用設備等点検済表示登録会員の場合に限る。

**▲注意事項**

・窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

**２．郵送する場合（封入する書類等）【各２部（正・副）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等
* 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

**▲注意事項**

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

**３．電子申請する場合【各届出書1部（正）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

　　▲**注意事項**

・電子申請に関する注意事項については、ホームページをご確認ください。

その他

　・点検の種類と期間についての詳細は、[消防庁告示第9号](file:///\\CL001_06\g予防指導係共有\★★一時保存フォルダ\ホームページ\消防庁告示第9号.pdf)（平成１６年５月３１日）をご確認ください。

　・以下の防火対象物の消防用設備等については、消防設備士または消防設備点検資格者に点検をさせなければなりません。

　　⑴　延べ面積１，０００平方メートル以上の特定防火対象物

　　⑵　延べ面積１，０００平方メートル以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの

　　⑶　特定一階段防火対象物

　　⑷　全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物

問い合わせ先

消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署　総合案内](https://www.city.sakata.lg.jp/bousai/syobokyukyu/syobohonbugaiyo/fire-information.html)でご確認ください。